

# あらい北部地区体育協会連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、あらい北部地区体育協会連絡協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、NPO 法人スポーツクラブあらい（妙高市総合体育館）内に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、妙高市新井北部地区の住民が健康で潤いのある明るい社会生活を営むため、各地域体育協会間の連絡統一を図り、住民の健康づくり・スポーツ活動を推進し、会員相互の資質向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 住民の健康づくり・スポーツ活動の推進に関すること。
2. 各体育協会の交流に関すること。
  - (1) 交流事業は、年1回加盟体育協会が下記の輪番で主管する。
    - ①和 田
    - ②斐 太
    - ③矢 代
    - ④白山町
    - ⑤石塚町
    - ⑥美 守
    - ⑦学校町
3. その他目的達成のために必要と認めた事項。

(組 織)

第5条 協議会は、妙高市新井北部の各地域体育協会をもって組織する。

(役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名

(役員を選出)

第7条 協議会の役員を選出は、次のとおりとする。

1. 会長は、各地域体育協会の輪番制とし、輪番は下記の順による。
  - ①矢 代
  - ②斐 太
  - ③和 田
  - ④白山町
  - ⑤石塚町
  - ⑥美 守
  - ⑦学校町

(任 務)

第8条 協議会の役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。

(任 期)

第9条 協議会の役員の仕事は2ヵ年とする。ただし、補欠による役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条 会議は必要により随時開催することができる。

(会 計)

第11条 協議会の運営経費は会費、交付金、寄付金、及びその他の収入をもってあてる。

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則 本会則は、平成4年10月28日より実施する。

平成5年4月1日	一部改正
平成6年4月1日	一部改正
平成14年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成17年4月1日	一部改正
平成19年4月1日	一部改正
平成22年7月2日	一部改正
平成23年7月8日	一部改正
平成26年7月4日	一部改正
令和2年7月27日	一部改正
令和5年7月14日	一部改正